



様式第2号

令和5年10月30日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 民政クラブ

代表者名 加藤 則夫

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和5年10月10日（火）午後1時27分～午後3時30分

2 参加者氏名

加藤則夫	石井 寛	森田文明	

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「議会のコンプライアンスについて」

4 概要

別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

1 日 時 令和5年10月10日（火）午後1時27分～午後3時30分

2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室

3 内 容 「議会のコンプライアンスについて」

(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。
説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 議会としてのコンプライアンス

コンプライアンスとは、狭義にとらえれば「法令順守」(地方自治法、会議規則、委員会条例等の議会に関する法令の遵守)、広義にとらえれば「法令遵守だけでなく、倫理観、公序良俗などの社会的な規範に従い、公正・公平に業務を行うこと」、すなわち、法令違反とは言えない政治倫理等の分野まで及ぶこと。

(2) 法令等への違反の対応

〔法令に反する行動〕 地方自治法、委員会条例、会議規則違反→懲罰(地方自治法第133条)

〔その他の法律違反〕 →個々の法律ごとの罰則(公職選挙法等)

(3) 法令以外のものに反する対応

先例・慣例・議会運営委員会申し合わせに反する
⇒事実上の勧告等(辞職勧告決議等：政治倫理違反)

(4) 先例等の順守

地方議会にかかる権限等を規定した法律として、憲法・地方自治法、会議規則、委員会条例、傍聴規則等があるが、法律だけでは円滑な議会運営をすることができないため法律の隙間を埋めるためのものが必要。(先例や申し合わせなど)

〔先例等の効力と取扱い〕

先例等には法的効力はないので先例等に反することが直ちに違法になるとは限らない。事実上の取扱いとして、議会において事例が積み重ねられ、慣行となり、尊重されるので事実上法令等に準ずる効力を持つ。

(5) 議員が守るべき政治倫理

政治倫理は、政治にかかわる者の行為規範であり、道徳よりもむしろ法規範に近い問題。議員は住民の直接選挙で選ばれ負託を受けた選良であり、良識や常識を持ち合わせているという前提が法律上想定されている。(性善説)

(6) 会派としてコンプライアンスについて協議を行った

本研修受講後において、会派内で研修を受講しての感想や議会としてのコンプライアンスについて協議を行った。以下、その結果について報告する。

ア 議会のコンプライアンス「法令順守」に関する法律等

・日本国憲法第93条

「地方公共団体には法律の定めるところによりその議事機関として議会を置く。」
《会派所見》

日本国憲法において、議会は地方公共団体の議決機関。地方公共団体の意思を決定する機関であることを再認識した。

・地方自治法第89条

第1項 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。

第2項 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

第3項 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

《会派所見》

議員は住民の直接選挙で選ばれ負託を受けた選良であり、良識や常識を持ち合わせているという前提。法律・条例・規則等、あらゆる法律等を遵守することは当然のことである。

坂戸市議会基本条例第4条(議員の責務及び活動原則)第1項で「議員は、市民の代表であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、地域の課題のみならず、市政の課題及びこれに対する市民の意向を的確に把握し、議会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託に応えるものとする。」とし、坂戸市議会議員政治倫理条例第2条(議員の責務)では「議員は市民全体の代表者として市民の信頼に値する倫理性と自らの役割を自覚し、その使命の達成に努めなければならない。」としている。

イ 議会の規律について

・地方自治法第104条

「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」

《会派所見》

議会については、その自律的権限の1つとして、会議の秩序を維持し、その秩序の破壊を防止し、是正し、必要に応じて秩序を乱した者に制裁を加えることが認められている。

議会の秩序を維持し、会議の運営を円滑に進行させることは、議会の構成員たる議員の責務であり、また、傍聴人等が議場の秩序維持に協力することは当然のことであるが、地方自治法は議場の秩序保持についての権限を議長に与えている。

議会の秩序保持等規律の内容をいかにすべきかは、本来議会の自律作用に属する問題であり、地方自治法は規律の内容としては、議場の秩序維持(第129条)、会議の傍聴(第130条)、議場の注意の喚起(第131条)、発言における品位の保持(第132条)、侮辱に対する処置(第133条)等について例示的に規定しているだけで、その他の事項については、その自律作用に基づいて議会の判断で措置すべきものとしている。

研修講師の言うように、地方議会にかかる権限等を規定した憲法・地方自治法、会議規則、委員会条例、傍聴規則等があるが、法律だけでは円滑な議会運営をすることができないため法律の隙間を埋めるためのものが必要となる。

本市議会では、坂戸市議会基本条例、坂戸市議会議員政治倫理条例及び同条例施行規程、坂戸市議会委員会条例や地方自治法第120条に基づく坂戸市議会会議規則を制定しているが、円滑な議会運営のため、法律、条例等の隙間を埋めるために先例等を踏襲した「議会運営についての申し合わせ事項」を定めている。

5 感想・所見

議会は地方公共団体の意思を決定する機関であり、議会を組織する議員は住民が直接選挙で選び、選ばれた議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないわけである。

地方公共団体の議事機関としての目的を達成するためには、議会の秩序を保持し、会議の運営を円滑に進行させることが必要であり、議員の責務である。

最近、地方議会において、議員の発言や政治倫理に反する行動等により議会が混乱しているという報道を目にする。

本市議会においても、近年、会議中における議員の不穏当発言や公職選挙法に抵触すると思われるような行為等により議会が混乱している状況が続いている。

議員一人ひとりが良識や常識を持ったうえで、法律や条例、先例(申し合わせ事項)等を遵守していれば混乱を避けられたケースも多々あった。

本市議会議員の任期も残すところ半年となり、来年4月には選挙となるが、改選後において全議員を対象として議会の権限・規律・コンプライアンスに関する研修会実施

の必要性を今回の研修会を受講し強く感じた。



様式第2号

令和5年11月8日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 民政クラブ

代表者名 加 藤 則 夫

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和5年10月11日（水）～令和5年10月13日（金）

2 参加者氏名

加 藤 則 夫	石 井 寛	森 田 文 明	
---------	-------	---------	--

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
青森県八戸市 「八戸市公会堂」	第85回全国都市問題会議への参加

4 概要

別添のとおり

第85回全国都市問題会議結果報告

- 1 日 時 令和5年10月12日（木）午前9時30分～午後4時30分
令和5年10月13日（金）午前9時30分～午前11時50分
- 2 行 先 青森県八戸市「八戸市公会堂」
- 3 テーマ 「文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展」
- 4 会議結果

第1日(10月12日（木）)

(1) 開会式 午前9時30分～40分

全国市長会会長 立谷 相馬市長、熊谷 八戸市長、宮下 青森県知事

(2) 基調講演 午前9時50分～10時50分

「アートの役割って何だろう？」東京藝術大学長 日比野 克彦氏

【内容】

現代社会の中での人に対してのアートの働きを3つ(①アートは生きる力、②アートは多様性の指針、③アートはここに作用する)の捉え方で分析した講演内容。

①アートは生きる力

アートとは「生きる力」と捉えた場合。アートに欠かせないのが、イメージする力、想像力である。私たちが生きていくうえで予期せぬ例えば自然災害や事故等が起こることがある。そんな時に真剣に悩んだり将来のことが全く考えられなくなってしまうことがある。そんな時にこの「想像力を備えているアート」と出会うと、どんな時にでもやってきてしまう今という時間と、自分ではどうにもならない瞬間瞬間を自分でにじませながら生きていけるような気がする。

アートは、人が人らしく生きていくためにとても重要な役割を持っている。

そういう意味でアートは「生きる力」と捉えることができるのではないか。

②アートは多様性の指針

アートとは「多様性ある社会を築く基盤」だと捉えてみる。現代の社会において、多様性の価値観への眼差しが次世代の大きなテーマとなっている。

自分らしさには気が付きにくいけれど、自分以外の多数の他者の中いることで、私という個人、自分らしさも浮かび上がってくる。他者と異なっていることが、互いの価値、自分らしい姿を見つけることになる。

国連が掲げているSDGsでは17の目標がたてられ169のターゲットがあるが、この中にはアートの文字がない。

SDGsのマークの真ん中の所には、何色とも何の形とも定めきれないゆらめいているように見える部分がある。この部分をアートと捉えれば、アートは

周辺の様々な違った色が集まってきている場所でもあり、アートが様々なそれぞれの色とつながっているようにも見える。

地球規模の環境問題、エネルギー、教育、差別、貧困、平和などの社会的課題に対して人が取り組んでいくときに、その行為を継続的、持続的に続けていくには、1人1人の気持ちが動くか、こころが動くかが大切になってくる。いろいろな色がにじみあっているアートの様相と似ているところがある。

③アートはこころに作用する

アートは「社会的な課題に対して持続的に取り組み続けていくには大切なものである」と捉えてみる。

人のこころを動かすことはアートの機能、役割、感性ともいえる。

《まとめ：アートっていったい何だろう》

想像力を備えているアートは人の生きる力になって、1人1人の差異を個性という価値観を持つアートは人をつなぐものとなって、心に作用するアートは社会的課題に取り組んでいくうえで大切なものになる。近代社会において、人は時間、空間と対峙し短時間に大量に物質を情報をコントロールし続けてきている。その進化の線上には様々な社会的課題が発生する起因ともなっている場面も少なくない。これらの課題に対してアートの特性を活用することができるのではないか。

(3) 主報告 午前 11 時 00 分～50 分

「八戸市の文化・スポーツによるまちづくり」 八戸市長 熊谷雄一氏

◎八戸市は、広さ約305㎢、人口約22万人の中核市。世界遺産登録された「是川石器時代遺跡」、国宝「合掌土偶」をはじめとする数々の出土品の他、国の重要無形民俗文化財「八戸のえんぶり」、ユネスコ無形文化遺産「八戸三社大祭の山車行事」などの伝統文化を有している。

〈1〉八戸市の文化によるまちづくり

八戸市は、八戸三社大祭「法霊神楽」などの伝統芸能をはじめ、文芸、芸能、美術、華道、茶道、生活文化など各ジャンルにわたり古くから活発に活動が行われてきた。また、オーケストラ、合唱、ジャズ等音楽関係の市民団体が公演を重ねている。八戸市では市民の多様で特色ある自主的な文化活動を「多文化」と定義し、2006年に市民や有識者による「多文化都市八戸推進会議」を立ち上げ振興策を検討してきた。

2011年に新たな交流と創造の拠点施設として「八戸ポータルミュージアムはっち」を整備、開館した。この施設は、地域資源の魅力を創出・発信し文化芸能、産業、観光、市民活動、子育て支援といった各施策を一体とした施設である。施設運営のコンセプトは「その場に行かなければ得られないもの、出会えない人やコトが集まる場を市民が観客としてではなく当事者として自らも参加したり創作したりできる形でつくること」であ

り、八戸市の中心市街地の昭和の風情漂う「8つの横丁」を地域資源とした「酔っ払いに愛を〜横丁オンリーユーシアター」も取り組んだプロジェクトである。

〈2〉八戸市のスポーツによるまちづくり

八戸市は北東北にありながら冬季は雪が少なく厳寒で空気が乾燥しているため、市内各地の貯水池はいずれも天然のリンクになったことから、古くからスケートが盛んであった。スケートは八戸の風土が育んだ文化。2019年に防災拠点機能を併せ持つ「八戸市長根屋内スケート場Y S アリーナ八戸」を、2020年には通常はアイスリンクで、半日でバスケットボールコートに転換可能な民間施設が八戸駅前に整備された。現在、市では競技団体と連携を図りながら、子供たちのスケート教室への指導者派遣など「氷都八戸パワーアッププロジェクト」の実施を通して足元の競技人口のすそ野を広げることに継続して取り組んでいる。

現在市内には、サッカーチーム「ヴァンラーレ八戸FC」、アイスホッケーの「東北フリーブレイス」、バスケットボールBリーグの「青森ワッツ」等のプロスポーツチームが活動拠点としている。

〈3〉文化の力、スポーツの力

文化・スポーツが多くの人を惹きつけるのは「生きる歓び」に直接訴えかけるといふ、それらが持つ本質的な価値によるところが大きい。私たちはそこから、感動、歓び、創造性、表現力、共感、健全な心身、精神的充足感、幸福感、自律心などの精神の涵養といった多くのめぐみを受け取ることができる。

（4）一般報告 午後1時10分～2時00分

「まちづくりの活力は地域に根ざした文化政策から育まれる」

文化事業ディレクター、演出家 吉川 由美氏

- ◎文化施策は、コンサートや展覧会の鑑賞の機会をつくり出すことだけにとどまらない。それは市民が主体的に心豊かに生き生きと生きられる地域社会をつくる政策にほかならない。
- ◎人々が疲弊することなく祭りや芸能に参加する喜びと意義を感じ続けることが、その継承につながる。支えている市民力の価値を可視化し讃える機会がどの地域にもほとんどない。「地域の分母としての文化」の価値を、今、行政も市民も意識するべきである。
- ◎地方課題が山積している今、文化施策はどうあるべきか。インターネット社会は世界を均一化し、デジタル上では誰もがグローバルに最先端のアートと出会え、誰もが名立たる表現者になるチャンスに恵まれている。そんな時代だからこそ分子としての文化政策より、分母を支える文化政策が求

められている。祭りの例のように、経済のうねりが地域文化を疲弊させてしまう危険を見極めつつ、まちのソフトパワーと地域社会の分母を担う人づくりを意識し地域に根ざした文化施策のあり方を考えたいものである。

(5) 一般報告 午後 2 時 30 分～3 時 20 分

「標高差 1, 500 m の地勢を活かしたスポーツ・ツーリズムの創出」

長野県東御市長 花岡 利夫氏

◎東御市は、長野県の東部に位置し、広さ約 112.37km²、人口約 3 万人の市。

◎文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展に向けた取組

東御市では平成 30 年に文化芸術やスポーツの一層の振興及び身近な文化芸術やスポーツが持つ「魅力」や「可能性」を再認識し、総合的かつ効率的に推進できる体制の構築とともに、地域の資源や特性を活かした「まちづくり」を図るため、文化芸術行政とスポーツ行政を市長部局へ移管した。

この移管にともない、文化芸術・スポーツが生み出す魅力と発展に向け、振興施策の方向性を示すための「東御市スポーツ推進計画」と「東御市文化芸術推進計画」をそれぞれ策定している。

◎欠点を個性に

東御市は市内の標高差が 1, 500 m にも及ぶ南面傾斜の扇状地が広がっている。この地は日当たりは良いが平地が少ないことがまちの欠点として捉えられていた。地方創生で大切なことは、欠点を認めたうえで転換思考をもって地域の資源(価値)につなげることである。

東御市では、標高差のあるまちの特徴を活かすためにワインの醸造と「高地トレーニング」に取り組んだ。

ワインの醸造については、長野県内初となるワイン特区認定を受け、現在 14 軒のワイナリーがワイン醸造を行っている。

高地トレーニング「湯の丸高地トレーニング施設」は、平成 25 年に東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催が決まった際、かねてより日本において水泳の高地トレーニング施設の適地を模索していた日本水泳連盟が東御市を視察したことをきっかけに整備に着手した。また、平成 29 年には国内最高地点の全天候型 400 m トラックが完成。令和元年(2019 年)10 月に、高地トレーニングができる国内唯一のプール「GMO アスリートパーク湯の丸屋内プール」が完成した。

プールは日本水泳連盟の公認規格を満たし、日本オリンピック委員会水泳競技強化センターに認定され、水泳の日本ナショナルチームの合宿を受け入れている。

(6) 一般報告 午後 3 時 30 分～4 時 30 分

「まちづくりにおけるプロスポーツクラブの有効活用」

(株)鹿島アントラーズ F C 取締役副社長 鈴木 秀 樹氏

- ◎鹿島アントラーズのホームタウン(活動区域)は鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・銚田市の 5 市。クラブ創設時からホームタウンの自治体が出資団体として参加している。いわば各自治体がクラブ運営の責任を負っている。したがって、クラブは株主でもある 5 市にリターンをもたらせなければならない。
- ◎毎年 5 市の行政職員が 1 人ずつ 1 年交代でクラブに出向(派遣研修)し、クラブの地域連携グループ行政連携チームで地元との関係構築、社会連携活動、地域からの集客などに携わりながら、民間企業の経営感覚、意思決定のスピード、幅広い視野、斬新な発想の仕方を身に着けるなどアントラーズのリソースを頭に入れて各自治体に戻る。
- ◎2007 年に 5 市と茨城県で「アントラーズホームタウン協議会」を発足させ、定期的な会合でいかにアントラーズを支え、アントラーズとともに地域をどのように活性化させるか協議を行っている。
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大により経営面で大きな打撃を受けた際、鹿嶋市・潮来市において議会で承認されアントラーズ支援のふるさと納税を実施した。
- ◎鹿島アントラーズでは、地域の社会課題の解決を使命と捉え、数々の事業に取り組んでいる。2006 年に地域にスポーツジムがなかったことから鹿島スタジアム内にフィットネスクラブを開設。更に 2015 年には鹿島スタジアム隣接地に「アントラーズスポーツクリニック(A S C)」を設立し、アントラーズのチームドクターと理学療法士が整形外科治療、リハビリの高度なノウハウを地域に還元する形をとっている。
- ◎アントラーズのパートナー企業を教育委員会に紹介し、鹿嶋市など 4 市の小学校でプログラミング教室を実施、ホームタウン 5 市で食育活動「アントラーズ食育キャラバン」を実施。
- ◎社会課題の解決はプロスポーツクラブだけではできない。プロスポーツクラブは多種多様な企業、人材とつながっている。クラブがハブとなり、そうした存在を巻き込むことで社会課題の解決が可能となる。自治体がクラブの有する幅広いネットワークに目を向ければ地域における社会課題解決の糸口が見えてくるはずである。
地元のプロスポーツクラブを単なるスポーツ興業団体としてではなく、地域を変える機能を備えた装置として捉えてほしい。

第2日(10月13日(金))

(1) パネルディスカッション 午前9時30分～11時30分

テーマ「文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展」

《コーディネーター》 東京大学大学院人文社会系研究科教授 小林 真理氏
《パネリスト》 合同会社 imajimu 代表取締役 今川 和佳子氏
拓殖大学商学部教授 松橋 崇史氏
静岡県沼津市長 頼重 秀一氏
京都府綾部市長 山崎 善也氏

《コーディネーター：小林 真理氏》

「一巡した文化芸術を活用したまちづくり」～自治体文化行政から魅力的なまちへ

◎ 1970年代から展開されてきた革新性として、自治体文化行政を「経済的地盤沈下への対応とつなげることが目的であり、同時に地域に目を向けた行政のあり方を提示したうえで大きな意味を持つ」とした。その特質として6点を指摘した。

第1に、それまで文化の享受や活動を社会教育と結びつけ、個人の営みと位置付けて公民館行政などが細々と行われていたのに対して、地域社会の文化という空間的・集団的アイデンティティに関わる視点を導入したこと。

第2に、分権的視点から基礎自治体を実践の現場とすることで、日本全国における様々な文化的・歴史的特性を発見し、その存在を再確認したこと。

第3に、地域の文化振興は「市民自治による市民文化の形成」を基本として市民主体によって実現できるとされたこと。

第4に、それを実現していくためには、通常の行政論理や規範の押し付けではなく、行政の政策形成や事業実施のあり方を見直すことの必要性が提示されたことであり、行政の文化化という言葉で表現された。

第5に、第3の点とも関わるが、地域社会の文化形成において能動的にその責任を担っていく市民という概念を改めてクローズアップしたこと。

第6に、当時まだ言葉として定着していなかった「協働」(パートナーシップ)という概念を生み出したのも、このような自治体文化行政の考え方に基づくものである。

今、これらの特質を現状と照らし合わせてどのように推移しているか考えていく必要がある。とりわけ最近目覚ましいのが第2の点であり地域の文化を再評価するという視点である。

《パネリスト：合同会社 imajimu 代表取締役 今川 和佳子氏》

「八戸の独自性が生み出してきたもの」

◎ 八戸市にはこの10年の間に2016年に「八戸ブックセンター」、2018年に「八戸まちなか広場マチニワ」、2021年に「八戸市美術館」などの公共

施設が徒歩圏内に続々と整備された。それぞれが他に類を見ない個性的な事業を展開しながら、地域とも連動し界限に賑わいと話題を呼んでいる。

特に、2011年2月にオープンした「八戸ポータルミュージアム」(通称：はっち)は、都市機能の郊外化によって中心市街地の求心力が著しく低下するといった中で、八戸市の中心市街地活性化の起爆剤として位置づけられた事業であり、現在もその存在感を放ち続けている。

◎市民のマンパワーが人をつなぐ

多様な目的と交流のための自由な空間として生まれた「はっち」。開館までの数年間は周辺商店街をはじめとした住民の理解を得るためスタッフ総出で施設の説明に回った。オープンしてからは、その空間を自由に使いこなす市民の多さや、昼夜問わず館内のお気に入りの場所でくつろぐ老若男女、また、アーティストの制作場所やフィールドワークなどの活動に積極的に参加する若者の存在などを目の当たりにして、それぞれに楽しんでもらえる場所として機能し、開館から一年間で来場者が88万8,888人を達成した。

「はっち」ができたことにより、中心街の通行量も前年比30%増、空き店舗に32事業所が開設するなど、まちへの波及効果をもたらした。

こうした成果のもとになったのは「はっち」のスタッフだけでなく地域の魅力を向上させる主体的なリーダーやコミュニティがすでに八戸に存在していたこともある。

《パネリスト：拓殖大学商学部教授 松橋 崇史氏》

「地域活性化におけるスポーツの役割と変化」

- ◎ スポーツと地域社会を巡る政策は、1970年代以降進んだ。高度経済成長期に都市部に流入した人々が新たなまちを創る中で、行政主導のスポーツ教室から新たなスポーツサークルを誕生させる試みが生まれた。一方、大都市に人口を送り出す側だった地方都市でもスポーツを活かしたまちづくりの試みが行われた。代表的な試みは国民体育大会(国体)が契機になって促され、国体開催のレガシーによって施設と競技者、指導ノウハウが充実した。

1990年代になると、地域活性化の機運の高まりやJリーグの誕生によって、スポーツと地域社会の距離が縮まった。2000年に発表されたスポーツ振興基本計画では、コミュニティ・スポーツの振興の系譜を組む総合型地域スポーツクラブの創設がうたわれ2000年代を通して全国に普及していった。2011年のスポーツ基本法の施行と2015年のスポーツ庁の創設によって、スポーツが地域活性化のドライバーとして明確にその役割を付与されるに至っている。

《パネリスト：静岡県沼津市長 頼重 秀一氏》

「スポーツとアニメを活用したにぎわいの創出」～誇り高い沼津を目指して～

●スポーツを活かしたまちづくり

◎ 沼津市は海山川の豊かな自然に恵まれ、サイクリング・マリンスポーツを楽しめる海岸線エリア、ハイキング・トレッキングが楽しめる丘陵エリアなどバラエティーに富んだスポーツエリアを有している。施設では、Ｊリーグクラブ「アスルクラロ沼津」のホームスタジアムがある愛鷹広域公園、令和５年にオープンした沼津市総合体育館「香陵アリーナ」、フェンシング交流拠点施設「エフスリーベース」、BMXやマウンテンバイクの遊び場、練習場である「DKFREERIED MTB PARK」といった多彩なスポーツ施設が点在している。

◎フェンシングのまち沼津

昭和３２年に国体のフェンシング会場となったことを契機に、市内の複数の高校にフェンシング部が創設され、市内で競技が盛んに行われてきた歴史、土壌を背景に平成３１年に全国で初めて公益社団法人「日本フェンシング協会」と包括連携協定を締結し「フェンシングのまちづくり」をスタート。令和２年には推進母体となる官民連携組織「フェンシングのまち沼津推進協議会」が設立され、令和３年６月にフェンシング交流拠点施設「エフスリーベース」を開設。フェンシングのすそ野拡大、大会・合宿の誘致等の環境整備に取り組んでいる。

◎Ｊリーグクラブ「アスルクラロ沼津」

ゴン中山の愛称で知られる中山雅史氏が監督を務め、現在Ｊ３リーグで戦う「アスルクラロ沼津」のホームタウンとして、選手によるサッカー教室をはじめ、防災、健康づくり、環境美化、物産ＰＲなど市政全般においてアスルクラロ沼津と連携し様々な事業を展開している。

●アニメ「ラブライブ！サンシャイン！！」を活かしたまちづくり

◎ アニメ「ラブライブ！サンシャイン！！」は沼津市内の内浦地区の学校を舞台に結成されたスクールアイドルグループ「Aqours」の奮闘と成長を描く物語で、平成２７年２月に雑誌で企画が発表された以降、複数のテレビアニメ放送や劇場版映画が公開され大変な人気を博した。作品の公開を機に、聖地巡礼として作品に登場した市内各所にファンが次々と訪れ、特に内浦地区への来訪者は約２０倍に増加したほか、関連商品・サービスを提供する商店が自然発生的にファンの交流の場となるなど、聖地巡礼は市内各地に広がりを見せ、ファンの方々は沼津のグルメスポットや絶景スポットなど深掘しSNSで発信している。来訪するファンや市民との交流の輪が広がるとともに多くのビジネスチャンスも創出されている。

◎ 行政の取組として、民間の活動のサポートとして、広報紙やSNSを通じて事業者等の取組を発信し、市民の本作品への応援機運醸成を図るとともに、市外に向けても舞台となった沼津の魅力のＰＲを実施。今や、「ラブライブ！サンシャイン！！」は本市のまちづくりに欠くことのできない重要なコンテンツの１つと

なっている。

《パネリスト：京都府綾部市長 山崎 善也氏》

「文化芸術・スポーツで紡ぐまち・綾部」～市民一人1文化・1スポーツの推進～

- ◎ 綾部市は京都府の北部に位置し、面積約347km²、人口約3万人。絹織物で有名で、繊維・機械産業が盛んだった。「ゲンゼ」の発祥の地。

将来都市像は「一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部」総合計画に基づき多くの市民が文化芸術に触れ親しむ機会の充実を図り「市民一人1文化」の推進により、文化のかおるまちづくりを目指している。

- ◎ 合唱のまち・綾部。2011年度に京都府で初めての開催となった「国民文化祭」において、綾部市を会場に「里山合唱フェスティバル」が開催され、全国から数多くの合唱団の熱演が繰り広げられたことを契機として、「合唱のまち・綾部」を持続的に推進することとした。1980年から毎年12月に「綾部市民合唱祭」を開催している。フィナーレでは出演者と聴衆の市民全員で「合唱団あやべ」を編成し熱唱。

このほか、小学生音楽交流会、中学校連合音楽祭や京都市交響楽団、京都カルテットを誘致し、無料で一流の音楽に触れる機会を提供している。

- ◎ 「市民一人1スポーツ」の実現を目指し、自治会対抗ソフトボール大会、市民駅伝競走大会など地域に根ざしたスポーツ大会のほか、サイクリング(あやべ里山サイクリング・グランfond京都などの自転車イベント)、カヌー、トレッキングなど豊かな自然を活用したスポーツ観光の推進とともにスポーツによるまちづくりに努めている。行政に関わる者は、その立場をわきまえつつも歴史や先達に思いを寄せ、文化芸術やスポーツの意義を住民に伝えるとともに、ソフト・ハード両面の環境整備に努めることが肝要であり、文化芸術やスポーツをまちづくりに活かすことが、ふるさと教育に貢献し、地域アイデンティティの確立が図られると確信している。

(2) 閉会式 午前11時50分

①次期開催市市長挨拶 兵庫県姫路市長 清元 秀泰氏

第86回全国都市問題会議を令和6年10月17日(木)・18日(金)に姫路市「アクリエひめじ」を会場に開催する。

②閉会挨拶 公益財団法人日本都市センター理事 奥山 恵美子氏

【感想・所見】

- (1) 文化芸術は人々に感動や生きる喜びをもたらす人生を豊かにする。

本市では市民と市が一体となり、明るく住みよい坂戸市をつくるための目標として定めた市民憲章の中で「わたしたちは、文化を高める心豊かな坂戸市民

です。」としている。

本市においては、文化振興の拠点施設として坂戸市文化会館及び文化施設オルモが設置されているほか、入西地域交流センターや市内公民館においても芸術文化活動が行われている。

芸術文化活動では、行政と文化芸術団体で組織されている坂戸市文化団体連合会により「坂戸市芸術文化祭」が開催されており、本年度で20回目の開催となる。また、坂戸市無形民俗文化財保存団体で組織される協議会により、「伝統芸能発表会」も開催されており本年度で5回目の開催となる。

こうした本市における芸術文化の活動を行っている団体の共通の課題として、会員の高齢化と会員の減少、後継者不足を耳にする。

この3年間、新型コロナウイルス感染症により活動自体が厳しく制限され、芸術文化を通じて人々が「つながりあう」ことが困難な時期が長く続いた。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、アフターコロナ、ポストコロナの社会を構築する動きが本格化してきた、今、この時期だからこそ行政の取組として市民に対して文化芸術の魅力のPRと活動への参加をアピールすることが必要ではないかと会議に参加して強く感じたところである。

「文化芸術基本法」

第2条(基本理念)

第1項 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。(第2項から10項まで省略)

第4条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) スポーツによるまちづくり

今回の会議における「スポーツによるまちづくり」の報告では、その自治体を持つ地域特性・資源(氷都八戸、標高差1,500mの東御市)を活用し、国民体育大会やオリンピック、JリーグやBリーグ、競技公益財団法人との連携協定等をきっかけとしたスポーツのまちづくりの事例が相次いだ。

残念ながら、本市においては事例発表された自治体のような地域特性や特定競技のプロスポーツの団体は存在していない。

だからといって本市において「スポーツによるまちづくり」の推進が必要でないということではない。

スポーツは身体活動を通じて人々の心身両面にわたる健康を促進し、更に克己心やフェアプレーの精神を培うとともに人間の可能性の極限を追求する試

みでもある。

今回の都市問題会議での報告事例を受け、本市としてのスポーツによるまちづくりに向けた取組の必要性について考えてみた。

まず一つは、スポーツを通じて心身両面にわたる健康な市民を増やす施策への取組である。

2025年問題、2040年問題といわれるように、本市も今後益々高齢化が進展し医療費や介護費用等の増大が見込まれ厳しい財政運営を強いられることが予測される。費用が増大すればその分を市民にお願いすることとなり、結果的に市民負担の増加につながる。その負担を避け、安定した財政運営を行ううえでも老若男女問わずスポーツを通しての健康づくりを推進することが求められている。

二つ目は、スポーツを通しての市民相互のつながりの強化である。

「無縁社会」と言われて久しいが、決して解消されたわけではなく今でも深刻な状況である。インターネットやSNSの普及により人間関係が大きく変化しているが、かつて多くの人々が帰属していた地縁や社縁関係も薄れ、人と人とのふれあい、地域のつながりも希薄となっている。

市民の誰もがライフステージに応じてスポーツを楽しみ、スポーツを通して地域や社会において市民が出会い、市民同士の交流が深まることにより、安心して心豊かに暮らせるまちづくりができるものとする。

文化と同様に、市民憲章において「わたしたちは、自然とスポーツを愛する坂戸市民です。」としている。

現在、本市においては9支部17競技団体、4団体連絡協議会で組織する坂戸市体育協会、そして、6団体で組織する坂戸市レクリエーションスポーツ協会の両団体を中心として気軽にスポーツに親しめる環境づくりやスポーツ・レクリエーションの推進とスポーツ団体の育成・支援を行っている。また、子ども文化・スポーツ団体健全育成として市内在住の小学生が5名以上いる団体への支援も行っているが、今回の都市問題会議へ出席し、本市がまちづくりを進める上で、スポーツの必要性を強く感じたところである。



様式第2号

令和5年12月4日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 民政クラブ

代表者名 加 藤 則 夫

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和5年11月9日（木）～令和5年11月10日（金）

2 参加者氏名

加 藤 則 夫	石 井 寛	森 田 文 明	
---------	-------	---------	--

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
静岡県三島市	移住・定住促進事業について
静岡県浜松市	浜松ウエルネスプロジェクト事業について

4 概要

別添のとおり

静岡県三島市調査結果報告

- 1 日 時 令和5年11月9日(木) 午後1時30分～3時15分
- 2 行 先 静岡県三島市役所
- 3 内 容 「移住・定住促進事業について」説明：企画戦略部 政策企画課
- 4 三島市の概要

三島市は静岡県東部に位置し、人口106,740人(令和5年3月31日現在)、世帯数49,942世帯、面積は62.02km²、市の花：三島桜、市の木：イチョウ、市の鳥：カワセミ。首都圏まで新幹線で約1時間の快適通勤エリア。平成17年(2005年)の113,590人をピークに年々減少に転じている。高齢化率は約27%。

1人当たりの総所得金額等は静岡県内2位、市町別最高価格地点県内3位、JR三島駅の一日平均乗車人員が県内3位、市町の議会議員に占める女性の割合は県内1位。

5 内容についての概要

本会派は、前記内容について、静岡県三島市を訪問し、担当職員等から概要説明を聴取し、質疑・応答を行った。説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 三島市説明者 企画戦略部 政策企画課

(2) 内 容 「移住・定住促進事業について」

◎東京まで新幹線で約1時間というアクセスの良さから、都内までの通学や通勤者が多い。特に、若者等は卒業しても三島市に戻らず、そのまま都内に居住する者が多い。

三島市の人口は年々減少傾向にあることから、東京圏への人口一極集中などによる人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指し、平成27年度から移住・定住促進事業に力を入れている。

【取組の状況】

《これまでの取組実績》

○本当に住みやすいまち大賞 2021in 静岡…第1位(三島広小路)

○静岡県発表移住者数(移住推進施策等を利用して県外から移住した人数)

令和3年度 県内1位、令和4年度 県内5位、

○日テレZIP!「ペッコリ妄想移住ランキング今移住すべき街 BEST10」1位

【主な取組】

○市ホームページ「笑顔マシマシ!三島市暮らし」の改修(令和3年9月)

移住希望者向けホームページを改修(必要な情報の集約・一元化)

○移住アンバサダー(令和3年：3名、4年：3名、5年：6名)

移住者による SNS を活用した日常生活の情報発信

(問)「移住アンバサダー」とは。

(答) 県外から三島市内に移住した市民の中から「移住アンバサダー」を依頼し、移住に役立つ情報や三島市での日常を移住者目線で SNS で発信していただく。選考基準は SNS のフォロワーの多さを考慮。

○移住・就業支援補助制度

首都圏からの主にテレワークによる移住世帯に100万円(単身者は60万円)を、18歳未満の子ども1人につき100万円を加算して補助金を交付している。

(問) 移住・就業支援補助制度は市単独事業なのか。

(答) 国の地方創生移住支援事業である。

東京圏(23区・埼玉県・神奈川県・千葉県)は事業の対象外。

○「住むなら三島移住サポート事業」

住宅取得の移住者に最大100万円の補助金を交付している。

(問) この事業の実施主体は。

(答) 市単独事業である。

(問) 予算額は。

(答) 3千万円である。

○移住・子育てリフォーム事業費として、最大25万円の補助金を交付。

《移住促進イベントの開催(令和4年度実績)》

○県主催「静岡まるごと移住フェア」(8月・1月)

○〃 移住相談会「東部地域 DAY」(10月)

○〃 移住相談会「伊豆半島移住相談会」(11月)

○市主催 まち歩きツアー、移住アンバサダーとの交流会(11月)

○オンライン移住相談、電話・メール等による相談等(随時開催)

(問) オンライン移住相談について、相談件数の状況は。

(答) 月4～5件程度の相談件数である。

《その他の取組》

○焼肉「京昌園」との連携事業…移住者に1万円分の食事券を提供する。

○移住研究会(民間企業との連携強化)…空き家の活用

(問) 移住研究会で民間企業との連携協議を行っているとのことだが、参加している企業のメリットについて。

(答) 不動産業者を中心に参加していただいているが、参加者には営業につながる情報が事前に収集できるメリットがある。

(問) 民間企業との連携事業とのことであるが企業の参加状況は。

(答) 4社が参加している。

(問) 参加している企業の業種は。

(答) 市内1社、本社が市外の企業3社が参加していて、建設業や不動産会社などである。

○お試し移住事業の検討

6 研修を終えての感想

○ 移住・定住を促進することは全国の自治体にとって必須である。交通の便や、恵まれた自然環境や歴史的資産を本事業に有効活用することにより、将来的にも期待ができる事業であると認識している。

○ 人口約10万7千人の三島市も人口は年々減少傾向にあり、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指して、国の地方創生移住支援事業の活用や市単独で移住・定住促進事業に積極的に取り組んでいる。

本市としても、今後は人口減少が予測され、婚活支援、合計特殊出生率の向上に向けた子育て支援策の充実といった人口増加に向けた施策とともに市外からの本市への移住・定住者の増加を促す事業の実施が求められている。

本市は国の地方創生移住支援事業の対象外であるが、市独自の移住・定住促進事業として「多世代同居住宅改修等工事補助制度」や「多世代近居住宅取得補助制度」を実施している。

坂戸市は首都圏に近いことや高速道路が交差し交通の利便性が高いこと、また、自然が豊かで災害が少ないなどの優位性や子ども医療費の支給年齢や学校給食費の無償化など子育て支援策等も充実している。

今回の三島市の取組を視察して感じたことは、三島市における移住アンバサダーによる SNS を活用した事業のように、本市の良さを発信する取組、シティプロモーション強化の必要性を強く感じたところである。

静岡県浜松市調査結果報告

- 1 日 時 令和5年11月10日（金）午前9時50分～11時30分
- 2 行 先 静岡県浜松市役所
- 3 内 容 「浜松ウエルネスプロジェクト事業について」

説明：ウエルネス推進事業本部

4 浜松市の概要

浜松市は静岡県西部に位置し、人口790,580人(令和5年4月1日現在)、面積は1,558.06km²、明治22年(1889年)町制施行、明治44年(1911年)7月に市制施行、平成8年に中核市となり、平成17年に2市8町1村を編入し、平成19年(2007年)4月1日に政令指定都市となった。

現在市内を7区の行政組織で行っているが、令和6年1月1日から現行の7区から3区へと再編、移行することで準備が行われている。

浜松市は厚生労働科学研究班による「大都市別の健康寿命」で、女性は4期連続1位、男性は3期連続1位となっている。また、日本総合研究所による「2022年度版 政令指定都市幸福度」でも第1位となっている。

5 内容についての概要

本会派は、前記内容について、静岡県浜松市を訪問し、担当職員等から概要説明を聴取し、質疑・応答を行った。説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 浜松市説明者 ウエルネス推進事業本部

(2) 内 容 「浜松ウエルネスプロジェクト事業について」

◎ウエルネスとは、健康を基盤とした「幸せな人生」や「幸せな暮らし」という健康を広義にとらえた概念。健康をゴールではなく手段とし、病気の治療ではなく、予防・健康増進に重点を置く概念。ウエルネス＝健幸。

◎ヘルスケアとは、健康の管理、健康の維持。

◎浜松ウエルネスプロジェクトは、「大都市別の健康寿命」や、「政令指定都市幸福度」の成績、強みを一層磨き上げ、市民が病気を未然に予防し、いつまでも健康で幸せに暮らすことができる「予防・健幸都市」を実現するための官民連携プロジェクトである。

◎プロジェクトのターゲットは、「健康づくり」、「疾病・介護予防の充実」を図り、安定した社会保障制度を維持すること。

【組織等の状況】

◎浜松ウエルネスプロジェクトは、市民が病気を未然に予防し、いつまでも健康で幸せに暮らすことができるとともに、産業など地域の発展を市民の健康が支える都市(＝「予防・健幸都市(ウエルネスシティ)」)を実現するためのプロジェクトで、「市民の健康増進(健康寿命の延伸)」、「地域企業の健康経

- 営の促進」、「ヘルスケア産業の創出」の3つの目的で事業を推進している。
- ◎浜松ウエルネスプロジェクトでは、「浜松ウエルネス推進協議会」と「浜松ウエルネス・ラボ」という2つの官民連携プラットフォームを組織し、市民に対する「予防・健康事業」と地域企業等に対する「ウエルネス・ヘルスケアビジネス支援事業」を推進している。
- ◎「浜松ウエルネス推進協議会」は、本プロジェクトの地域推進組織として、医療機関、大学、商工会議所を始めとした関係団体、金融機関、地域企業とともに、生活習慣病予防やフレイル・介護予防、健康づくり、地域企業の健康経営の推進、民間企業のヘルスケアサービスの創出等に取り組む。令和5年10月12日現在、参画企業149社。参画団体18団体となっている。
- ◎「浜松ウエルネス・ラボ」は、地域内外の企業や地域の医療機関・大学とともに、市民の「疾病・介護予防」や「健康づくり」に寄与する官民連携社会実証事業等を実施し、データやエビデンス等を取得・蓄積する。

【「浜松ウエルネス推進協議会」取組事業等】

質が高く、市民等に有益な事業を創出・展開

《官民連携によるヘルスケア事業の推進》

① 浜松市ウエルネス認証事業費補助金

民間企業・団体の連携による新たなヘルスケア事業の創出に向け、2者以上の事業者が連携して行う、生活習慣病予防やフレイル予防、健康増進などの予防や健康に関するヘルスケア事業等に対して事業費の1/2以内、上限50万円の補助金を交付。

② 社会課題解決キャンペーン

高血圧や糖尿病などの生活習慣病予防を目的に「減塩・低カロリープロジェクト・減塩キャンペーン」として、官民が連携し減塩の取組を市民に啓発・発信。

③ 出張！はままつ健幸講座

推進協議会参画企業・団体が、市民及び地域企業等を実施するオンデマンド型のヘルスケア事業(講座・セミナー等)を集約し、市民や地域企業に広く公開。現在、企業向け10社・団体26メニュー、市民向け9社・団体24メニューを公開。

④ 疾病・介護予防事業・健康づくりサポート

推進協議会会員企業・団体の取組をサポート。(パートナーマッチング、情報発信等)

⑤ 官民連携共同研究事業

⑥ 市民に向けた野菜摂取量増加推進事業

- ◎市民の野菜摂取状況の見える化プロジェクトとして、皮膚カロテノイド測定器(ベジメータ)を活用した野菜摂取状況の数値化を通じて、食習慣の変化を検証する。(浜松医科大学等の大学、市内病院、高校、中学校、スズキ㈱健保組合等)
- ◎昨年度の静岡大学附属小中学校を対象に実施した研究結果を公表。
「測定と啓発を重ねるほど測定値が上昇」

⑦ その他、官民連携・民間連携によるヘルスケア事業の推進。

- ◎生活習慣病予防向けメニュー開発「いいら！減塩」おいしいレシピ：
浜松市医師会、㈱杏林堂薬局
- ◎子宮頸がん検診無料クーポン等デザイン作成：聖隷クリストファー大学
- ◎浜松パワーフードフレイル予防プロジェクト「栄養はなまる弁当」「栄養はなまる講座」：浜松パワーフード学会、聖隷福祉事業団保健事業部
- ◎ほか7事業

《地域企業の健康経営の推進》

① 健康経営塾・健康経営セミナー

- ◎健康経営優良法人認定の取得をめざす中小企業を対象に計画・目標の立て方から申請書の書き方までを習得する伴走支援型ワークショップ(4回)及び申請書チェック。

② 健康経営応援事業

- ◎職場での健康づくりなど参画企業の健康経営を応援するため、市の専門職(保健師・栄養士・歯科衛生士)が企業に出向き健康づくり、食生活、禁煙、歯周病、糖尿病予防、感染症対策などの「職場で健康講座」を実施。

③ その他、健康経営の推進

- ◎健康経営優良法人認定取得企業に対する優遇措置として、「建設工事」、「物品購入」、「業務委託」、「指定管理者選定」における評価に加点する制度を施行。

《ヘルスケアサービス等の創出》

① 浜松ヘルステックシンポジウム

- ◎「浜松ウエルネスプロジェクト」を中心とした浜松市のヘルステック支援の取組と、予防・健幸都市をめざす浜松におけるヘルステックの活用、期待、展望などを全国発信することを目的に、「浜松ヘルステックシンポジ

ウム」を開催。全国から63名が参加。

② 浜松ウェルネス・ヘルスケア現場ニーズ情報交換会

③ 実証実験サポート事業

◎市が抱える課題の解決や市民サービスの向上につながるデジタル技術等を活用した実証実験を全国から募集し、採択した案件に対して上限200万円の補助金を交付するとともに実証実験の実施をサポート。採択企業（ヘルスケア関係） 令和3年度2件（㈱ベスプラ、テレリハ㈱）。令和4年度はなし。

④ ファンドサポート事業

◎市が認定するベンチャーキャピタルが投資した有望なスタートアップに対して、ベンチャーキャピタルの投資額と同額の補助金を交付。

採択企業（ヘルスケア・メディカル関係） 令和3年度4件、令和4年度1件。

⑤ その他、ヘルスケアサービス等の創出・展開支援

◎新たなヘルスケアビジネス・サービスの創出に向け、地域企業やスタートアップ企業等の事業活動を支援。（「脳にいいアプリ」実証事業展開支援：㈱ベスプラ）

《地域の官民連携体制の強化》

① テーマ別部会（予防、食、運動、健康経営、知、測）

◎新たなヘルスケアサービス等の創出に向け、推進協議会参画企業・団体間の民間連携や行政と参画企業・団体による官民連携を一層推進するため会員ニーズに基づく部会を設置。

◎設置部会：「食」部会、「健康経営」部会、「測」部会、「運動」部会、「知」部会、「予防」部会。

② はままつ健幸クラブ（浜松市公式ヘルスケアアプリ）

◎市民の健康増進、健康イベントへの参加促進、健康無関心層の行動変容などにつなげるため、健康ポイント機能を有したヘルスケアアプリ「はままつ健幸クラブ」を開発。2022年10月から運用を開始。

③ ㈱ミナケアとの健康づくりの推進に関する協定連携

◎健康経営、歯科保健事業などの連携を通じ、市民の健康づくりの推進を図るため、健康に投資する医療の実現を目指すヘルスケアベンチャーである㈱ミナケアと協定を締結。

④ 推進協議会ホームページを通じた情報集約・発信

◎各種セミナー・イベントやメディア等を通じて「浜松ウエルネスプロジェクト」などを地域内外に発信。

◎他自治体・市議会等行政関係の視察対応令和4年度5件。

⑤ 浜松ウエルネス・インフォメーション(メールマガジン)

◎会員間の情報集約、共有や関連情報の発信などを目的に、メールマガジン「浜松ウエルネス・インフォメーション(メールマガジン)」を毎週金曜日に発信。

⑥ その他、官民連携体制の強化・情報発信等

《官民連携社会実証事業への参加・協力》

① 浜松ウエルネス・ラボが実施する社会実証事業への参加・協力

② 社会実証事業成果(結果)報告会

③ 社会事業成果活用

《事業報告・活動報告》

① 浜松ウエルネスフォーラム

② 浜松ウエルネスアワード

【「浜松ウエルネス・ラボ」取組事業等】

◎浜松ウエルネス・ラボへの参画企業6社、参画団体4団体

《官民連携社会実証事業を実施》

[目 的]

◎市の課題解決とウエルネス・ヘルスケアサービスの全国展開支援の一環として官民連携社会実証事業を実施。

◎「予防・健幸都市」の実現につながる有効なデータやエビデンス等を取得・蓄積。

[対象・方法]

◎市が抱える課題の解決につながるシステムやサービスを有する地域内外企業等と市をマッチングし、市と企業の双方にメリットのある社会実証事業を「浜松ウエルネス推進協議会」と連携して実施する。

◎実証費用は原則として企業負担。

【浜松市の課題】

●生活習慣病予防

●健康に関心の低い青壮年期への取組強化(検診受診率の向上)

●企業・団体と取組む健康づくり(健康経営)

●介護予防(フレイル、認知症等)

●社会保障費(医療費等)の適正配分

民間企業の
×質の高いシ
ステムやサ
ービス

6 浜松ウエルネスプロジェクトに関する質疑応答

問：大きなプロジェクトである。エネルギーも必要。事業の予算はどれくらいなのか。

答：1, 500万円ほどである。

問：ウエルネス推進協議会の運営はどのように行われているのか。

答：地域の医療機関、大学、企業などが参画している。

問：ウエルネス推進協議会の中核はどこが担っているのか。

答：当初の想定とは異なるが、調整内容が多岐にわたる為、市役所の所管部署の職員が行っている。

問：スズキと遠州鉄道は会社と健保組合、中部電力は会社、河合楽器とヤマハは健保組合での参画と参加形態が違うが団体側のメリットは何か。

答：データの蓄積や共同研究により、将来的に医療費の削減につながる可能性がある。

問：大学も複数参画しているがどのように関わっているのか。

答：研究テーマを決めて関わっている。

問：先端企業が実証実験に参画しているがメリットは。

答：多岐にわたる実験データの蓄積や将来的に新規事業につながる可能性がある。

問：「健康経営優良法人認定制度」とは。

答：経済産業省が行っている制度で、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度で、大規模の企業等を対象とした「大規模法人部門」と中小規模の企業等を対象とした「中小規模法人部門」の2部門により、「健康経営優良法人」を認定している。

問：「健康経営優良法人」と認定されるメリットは。

答：「健康経営優良法人」に認定されると、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから、「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的な評価が得られる。また、「健康経営優良法人」ロゴマークの使用が可能となる。

7 研修を終えての感想

- 大都市の浜松市ならではの施策だが、更に浜松市に本社を構える大企業が多く、関連団体を含む各企業の参画を得られた事業であることがポイントである。事業の将来性も期待できるものであり、本事業で成果が得られれば全国の自治体でも導入が予想されるものである。
- 浜松ウエルネスプロジェクトは、市民が病気を未然に予防し、いつまでも健康で幸せに暮らすことができるとともに、産業など地域の発展を市民の健康が支える都市を実現するためのプロジェクトで、「市民の健康増進(健康寿命の

延伸)」、「地域企業の健康経営の促進」、「ヘルスケア産業の創出」の3つの目的で、官民連携体制を構築し、産・官・学、そして市民参加、全ての体制で推進している。プロジェクトは国の所管も厚生労働省と経済産業省にまたがる施策である。

浜松市は政令指定都市で国公立の大学や医療機関、大企業の本社が多く所在する大都市であり、本市とは比較にならないが、浜松市が課題として取り上げている生活習慣病予防や介護予防(フレイル、認知症等)等は本市でも同様である。

自治体としての規模や企業立地等の状況からして、本市が浜松市と同様な体制を構築して健康づくりを推進することは難しいものと思うが、本市は本市としての特徴を活かしオール坂戸の体制で課題解決を目指して推進していくことが必要であると認識を新たにした。